

広報なよろ 11月号別冊の 6P～11P について補足するものです。

【名寄市総合計画（第 2 次）の実績】

基本目標 I

市民と行政との協働によるまちづくり 【市民参画・健全財政】

市民主体のまちづくりの推進

地域コミュニティ活動においては、町内会における担い手不足などの課題解決に向けて、「町内会活動の課題解決アドバイス事業」を令和 3 年度から開始し、町内会の課題を担当職員と一緒に考え、課題解決に繋がる取組提案を行ってきました。

また、行政情報の積極的な提供を図るため、令和 2 年 10 月に公式 LINE を開設し、令和 3 年 7 月からは各家庭のテレビで見られる地デジ広報を導入しました。

人権尊重と男女共同参画社会の形成

男女がともにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指して、本市では「名寄市男女共同参画推進条例」に基づいて様々な取組を推進してきました。

令和 5 年 3 月には「第 3 次名寄市男女共同参画推進計画」を策定し、6 つの基本理念のもと、男女共同参画の理解促進などの取組を市民の皆様と協力して推進してきました。

情報化の推進

行政サービスの効率化と市民サービスのさらなる向上を図るため、令和3年10月から専門的知見を有する外部人材を登用するとともに、令和5年3月には「名寄市DX推進計画」を策定し、本市におけるデジタル技術の活用を推進してきました。

具体的には、業務改革（BPR）の手法により、事務作業の効率化・省力化に取り組んできたほか、域内の経済循環を目指して名寄市電子地域通貨「Yoroca（ヨロカ）」を令和5年11月に導入、文書管理システムやタブレットの導入によるペーパーレス化などを推進してきました。

また、本市における情報化は「誰ひとり取り残されない、人にやさしいデジタル化」を目標としており、デジタル技術に不慣れな方向けのスマートフォン教室や相談窓口を開設するなど、誰もがデジタル技術に親しみを持てる環境づくりにも取り組んでいます。

交流活動の推進

令和2年からのコロナ禍により、国内外の交流活動は中断を余儀なくされましたが、近年は交流を再開しつつあり、姉妹都市提携及び友好都市提携を結んでいる国内外の都市と市民団体等による人的交流を中心とした活動の推進に努めてきました。

移住促進の面では、「名寄市移住促進協議会」が中心となって首都圏等での相談会への出展や移住体験ツアーに取り組んできたほか、移住定住コーディネーターを配置し、移住相談体制の充実強化や本市の魅力発信を推進してきました。

外国人材の受け入れに関しては、日本語教育の支援として「にほんごひろば」を通じて交流の場の提供を行ってきたほか、JICA 海外協力隊経験者を地域に還流する JICA 海外協力隊グローバルプログラム（帰国後型）の実施に関する覚書を交わし、今後取組を進めていく予定です。

広域行政の推進

2市9町2村で構成される北・北海道中央圏域定住自立圏では、定住自立圏共生ビジョンに基づき、広域的な取組として救急医療の維持・確保や医療体制の充実、観光の振興などの事業を進めてきました。

また、名寄インターチェンジ周辺拠点整備事業として、道北圏域の広域を範囲とする物流・防災拠点整備構想の検討を進めており、令和7年9月に民間事業者を含む検討協議会を設立しました。

今後、この構想の実現に向けた調査分析や拠点化に必要な施設の機能や規模など具体的な検討を推進します。

健全な財政運営

市民の安全安心な暮らしを支えていくため、事業の選択と集中に努めるとともに、各財政指標を念頭に基金や公債費を適正に管理し、将来世代に過大な負担を残さないよう健全な財政運営の維持に努めてきました。

また、公共施設の維持管理においては、「名寄市公共施設等総合管理計画」や「名寄市公共施設個別施設計画」などに基づき、中長期的な視点により適正な管理に努めてきました。

自主財源に関しては、導入が拡大しているスマートフォン決済アプリによるキャッシュレス決済とコンビニ納付を併用する納付方法を令和3年度より採用し、納税者への利便性向上を図るとともに、市税等のより一層の財源確保を図ってきました。

また、ふるさと納税の取組では、本市の特色を表す6つの寄附目的を設定し、市内事業者と協力しながら魅力ある返礼品の提供と寄附の募集を行っています。

効率的な行政運営

市民の安全安心な暮らしを支えていくため、事業の選択と集中に努めるとともに、各財政指標を念頭に基金や公債費を適正に管理し、将来世代に過大な負担を残さないよう健全な財政運営の維持に努めてきました。

また、公共施設の維持管理においては、「名寄市公共施設等総合管理計画」や「名寄市公共施設個別施設計画」などに基づき、中長期的な視点により適正な管理に努めてきました。

自主財源に関しては、導入が拡大しているスマートフォン決済アプリによるキャッシュレス決済とコンビニ納付を併用する納付方法を令和3年度より採用し、納税者への利便性向上を図るとともに、市税等のより一層の財源確保を図ってきました。

また、ふるさと納税の取組では、本市の特色を表す6つの寄附目的を設定し、市内事業者と協力しながら魅力ある返礼品の提供と寄附の募集を行っています。

健康の保持増進

乳幼児から高齢者まで市民の生涯を通じた保健対策として、子どもの健やかな発達・発育支援、さらに疾病予防や早期発見を目的に、健康診査、健康相談、健康教育、訪問指導などを実施し、市民の健康づくりに取り組んできました。

母子の健康支援については、妊娠期からの切れ目ない支援を実施しており、産後心身のケアや育児のサポートなどきめ細かい支援を行う産後ケア事業を実施してきたほか、令和4年度からは3再児健診で視力検査機器を用いた検査を導入し、視覚異常の早期発見、治療につなげています。

がん検診では、早期発見のため健診対象年齢を引き下げたほか、経済的な負担軽減など、検診を受診しやすい環境づくりに努めてきました。

地域医療の充実

施設の面では快適な療養・医療・看護体制を確保するため、病室等既存設備の改善整備を進めたほか、令和3年3月に自動精算機を導入、令和6年3月には手術室棟を増築し、急性期医療を担う病院として機能強化を図ってきました。

また、地域の医療体制の整備と強化を図るため、市内に新たに開業する医師・医療法人に対し、開設に係る経費の一部を助成する事業を整備し、令和6年10月に助成事業を活用した内科診療所が開業しました。

名寄東病院は、建物の老朽化や医療ニーズの変化により、施設や機能の見直しが必要になっており、新病院の整備について調査・検討を行ってきました。

今後は、明らかになった課題をもとに、現在の敷地等を活用しながら、必要な機能の再整備を段階的に行うなど、様々な角度から再検討を進めます。

子育て支援の推進

保育サービスの面では慢性的な保育士不足に対応するための緊急対策により保育士等の確保を進め、令和6年4月1日時点における待機児童は0人となりました。

ハード面では公立保育所の老朽化に対応するため、西保育所と南保育所を統合し、市立認定こども園愛あいを令和6年4月に開園しました。

かねてから要望の多かった子どもの遊び場については、令和3年12月にこども屋内遊戯施設「にこにこらんど」を整備し、市内外から多くの親子に利用いただいています。

また、子育て世帯の経済的負担の軽減に向けて、医療費の全額助成を令和2年には小学校6年生まで、令和6年には高校生年代までに拡大して実施しています。

地域福祉の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、名寄市社会福祉協議会をはじめとする様々な福祉関係団体と連携しながら地域における支援のネットワークづくりや生活支援の体制づくりを進めてきました。

老朽化が進んでいた総合福祉センターは、平成28年度から令和7年度にかけて大規模改修を行い、福祉推進の拠点としての機能の充実を図りました。

生活困窮者等への支援としては、平成29年度から生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業を開始し、学習支援や居場所の提供を行いました。

また、令和3年度からは引きこもり等により就労が困難となっている方を対象に就労準備支援事業を実施しています。

高齢者施策の推進

民間事業者に対する支援を通じて、介護保険サービス提供体制の充実を図ったほか、介護職員の安定的な確保を図るため、各種助成制度を拡充するなど介護人材の確保に努めてきました。

今後増加すると見込まれる認知症高齢者を支援する体制づくりの面では、平成２９年度に開始した「認知症カフェ」に続き、平成３０年度には「認知症初期集中支援チーム」を設置し、令和４年度に介護予防サポーターと認知症サポーターの会を統合して「チームオレンジ」を立ち上げ、認知症高齢者やその家族をサポートする体制の充実を図りました。

高齢者入所施設の「名寄市特別養護老人ホーム清峰園」については経年に伴う機器等の更新や設備の修繕を順次進めてきました。

老朽化が進んでいる「名寄市風連特別養護老人ホームしらかばハイツ」は利用者が安心して生活できる環境を維持するため、大規模改修を進めています

障がい者福祉の推進

平成３０年度に障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え緊急時の対応に備えることを目的に地域生活支援拠点を整備しました。また、令和２年度に地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センターぽっけ」を設置し、障がいに関する相談支援体制の強化を図り、障がいのある子どもから大人まで様々な支援を切れ目なく提供できる体制を整備しています。

利用ニーズが高いグループホームの設置については、社会福祉法人等へ建設費用の一部助成を行うことで設置促進を図り、令和６年度末時点では、市内に２２棟（１３７部屋）のグループホームが運営されています。

国民健康保険

平成30年4月より持続可能な社会保障制度の確立を図るために制度の見直しが行われ、都道府県が財政運営の責任主体となり市町村とともに国民健康保険の運営を担うこととなりました。

本市は、被保険者数の減少に伴う税収の減少や医療の高度化、高齢化などにより財政運営は厳しい状況にある中、保険税の適正な賦課、医療費の適正化など、国民健康保険事業の健全な運営に努めてきました。

保健事業の推進では、後発医薬品の使用促進、特定健診や特定保健指導の実施による疾病の早期発見、生活習慣病の予防など、医療費の抑制と市民の健康づくりのための取組を進めてきました。糖尿病の重症化予防では、上川北部圏域市町村とともに医療機関と連携した取組を行ってきました。

基本目標
Ⅲ

自然と調和した環境にやさしく
快適で安全安心なまちづくり
【生活環境・都市基盤】

環境との共生

国において、2050年までに温室効果ガスを全体でゼロにする「ゼロカーボン」を目指すことが宣言され、本市においても令和3年11月に「名寄市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

また、令和7年3月には市民、事業者、行政が一丸となり、気候変動と地域課題を解決し、ゼロカーボンシティを実現することを目的とする対応策をまとめた「名寄市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、市全体での取組を推進しています。

快適で衛生的な市民生活を確保するため、霊園や火葬場をはじめとした施設の整備、維持管理も計画的に進めており、となみが丘霊園については令和3年度までに法面の危険箇所の改修を実施しました。また、令和3年度には緑丘霊園内に合同墓を建設しました。

循環型社会の形成

3R運動を基本とした循環型社会の形成に向けて、ごみの分別・資源化を促進するための啓発事業を推進してきたほか、再生資源集団回収を通じて、廃棄物の減量化や資源の有効利用に関する意識の向上を図ってきました。

ごみ処理施設は老朽化が進んでいることから、炭化センターに替わる次期中間処理施設の建設工事を現在進めており、令和8年度中の完成、令和9年4月からの稼働を予定しています。

小型家電の受付・保管や廃油、古着の一時保管として活用していた旧清掃センターは、代替施設を大橋地区のリサイクルセンター敷地内に整備し、令和4年度と令和5年度で解体しました。

消防

消防指令センター運用から稼働し続けている指令システムの情報系機器と非常電源装置の更新を平成30年度に行ったほか、救助工作車Ⅱ型の新規導入事業により救急・救助体制の充実強化を図りました。

住宅火災の予防については、住宅用火災警報器の設置徹底及び維持管理のための各種取組を展開し、放火火災防止対策を実施するとともに住宅防火対策の普及啓発を図ってきました。

防災対策の充実

近年は全国的に豪雨被害が増加しており、防災対策の充実が求められています。

本市では、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、まちごとまるごとハザードマップ(避難所マークの設置、公共施設等に浸水深表示)の取組を行ったほか、令和4年度に新たな名寄市防災ガイドマップとWEBを活用した洪水・土砂ハザードマップデータを作成しました。

また、自助・共助に基づく地域防災力向上に向けて、自主防災組織の設立支援や地域防災リーダーの育成に取り組みました。

治山治水の河川整備は、国・道と連携し、砂防事業や護岸・築堤などの整備を進めるとともに、土砂、雑木により閉塞した河川の土砂浚いを実施し、河川環境保全に努めています。

交通安全

春・夏・秋・冬の交通安全運動を全国・全道の交通安全運動と連動し、各団体・機関・町内会などと連携し実施しています。

併せて、名寄警察署管内の独自運動として初夏・秋の輸送繁忙期のパトライト等の運動も実施し、交通事故の防止と交通安全意識の拡大に努めています。

また、行政ポイント事業として令和6年8月より「運転免許自主返納支援事業」を、令和7年5月より「自転車用ヘルメット購入支援事業」を開始し、市民の交通安全への意識向上を図っています。

生活安全

近年は犯罪の手口が複雑化・巧妙化しており、身近な犯罪に誰もが巻き込まれる可能性があります。

本市では、市民の安全確保のため、「名寄市安全安心地域づくり協議会」を開催し、関係機関・団体と連携しながら、特殊詐欺や不審者など犯罪に関する情報共有と市民の防犯意識の高揚を図ってきました。

市内でも増加傾向にある空き家については、令和２年度に第２次名寄市空家等対策計画を策定するとともに、危険性の高い特定空家等を解体するための補助制度を整備し、空き家対策を進めてきました。

消費生活の安定

広域で設置した名寄地区広域消費生活センターの運営を通じて、市民からの消費に関するトラブルなどの相談に対応してきました。

また、相談件数の増加と複雑化、高度化する消費生活相談に迅速かつ的確に対応できる体制を維持するため、研修会等の参加支援を通じて相談員の資質向上を図ってきました。

消費者被害を未然に防ぎ、また最小限に食い止めるため、出前講座や消費生活セミナーを実施し、消費者保護への取組も推進しています。

住宅の整備

市民の豊かな住生活を推進するためのガイドラインとして「名寄市住宅マスタープラン（第２次）」を平成３０年に策定し、耐震化の支援など住環境に関わる各種施策などに取り組んできました。

公営住宅に関しては、「名寄市公営住宅等長寿命化計画」に基づいて老朽化した団地の建て替え及び改善事業並びに用途廃止した団地住棟の除却事業を計画的に進めてきました。

都市環境の整備

現況整理・課題分析及び住民意向を把握した上で、令和元年度に「都市計画マスタープラン」の見直しを行い、「立地適正化計画」を策定しました。

市内の環境整備の面では、街路樹の維持管理を推進してきたほか、街路灯、防犯灯のLED化を行い、電気料金、エネルギー消費量及び二酸化炭素排出量を削減してきました。

都市公園については、老朽度や損傷度、市民からの要望をもとに遊具の更新を順次進めてきました

上水道の整備

第2期拡張事業による水道未整備地区への配水管新設等の整備を行ったほか、検針サイクル統一につながる水道スマートメーター化工事や、水道施設の老朽化に伴い老朽管更新事業及び浄水場施設改修事業を計画的に進めてきました。

また、中長期的な経営の基本計画である「名寄市水道事業中期経営計画（経営戦略）」の見直しを令和2年度に行い、水道水の安定供給を図るため、継続的な進捗管理を推進しています。

下水道・個別排水の整備

令和2年4月からは特別会計として経営していた下水道事業と個別排水処理事業を、水道事業と同じ会計方式である公営企業として経営を行っています。

老朽化した下水道施設の修繕や更新を計画的に実施し、施設の長寿命化を図るとともに効率的な維持管理により清潔で快適な生活環境の保全に努めてきました。

令和4年度には「名寄市公共下水道ストックマネジメント計画」の見直しを行うとともに、名寄下水終末処理場の改築更新工事や下水道管渠の更生工事、マンホール蓋更新などの取組を進めています。

道路の整備

市道については、市街地や郊外地の防塵処理道路や砂利道などの未改良道路の改良舗装工事を進めてきました。

また、交通事故を未然に防止し、道路利用者の安全を確保するため、市道舗装道路における破損や穴の補修を実施してきました。

市が管理する橋梁については、5年に1度近接目視点検を行っており、点検結果を基に橋梁の補修を計画的に推進してきました。

除排雪では、除雪機械を計画的に更新し、市道除排雪体制の維持・確保を図ってきたほか、除排雪助成事業を拡充して、安全で快適な冬期間の環境づくりに努めています。

地域公共交通

高校生の利便性向上及び高校の魅力向上と宗谷本線維持存続に向けて、市がＪＲ北海道へ移設を要望する請願駅として、令和３年度に名寄高校駅の施設整備を行い、令和４年度に東風連駅の撤去を行いました。

バス路線に関しては、路線バスの廃止等に伴い、デマンドバス運行による地域の交通手段を確保してきました。

令和５年１１月には運転手不足によりコミュニティバスが減便された名寄地区の市街地において、ＡＩ活用型オンデマンドバス「のるーと名寄」の運行を開始しています。

農業・農村の振興

農産物の安定生産と収益性の向上を図るため、農作物生産基盤の整備の取組として区画拡大や湿害対策、農業用水を安定供給するため老朽化した幹線水路の改修を推進してきました。

また、「農業振興センター」を活用し、実証圃場における試験栽培により、栽培技術や新規品種・作物の地域適正などの検証を行うとともに、農業者に対する圃場試験結果や新技術を活用した栽培技術等の情報提供を行ってきました。

生産者や関係団体の努力により市場評価の高い名産農産物のブランド向上を図るため、各種イベントやSNS等による情報発信、ふるさと納税返礼品へ農産物の活用を進めてきました。

畜産においては、生産コスト削減や規模拡大、外部支援組織の構築、優良後継牛の確保等を図るため、農業者、関係機関・団体で構成する「名産市畜産クラスター協議会」を設置し、省力化機械導入による規模拡大や哺育・育成作業の分業化による労働負担軽減など様々な取組を推進してきました。

担い手の減少や高齢化がより深刻化している状況に対応するため、農業後継者、経営継承者への支援を行うとともに、新規就農者確保対策として農業研修や就農に向けた相談、農業技術の習得や経営に関する指導体制を充実させてきました。

森林保全と林業の振興

森林は、木材利用のほか、国土保全や水源涵養機能などを有しており、この機能が十分発揮されるよう、市有林及び私有林の計画的な間伐や伐採、造林など適正管理を推進してきました。

私有林の整備に関しては、令和元年度より森林環境譲与税が譲与されたことを受け、間伐、野そ駆除に加え、下刈り、枝打ちなどについても支援を拡充し、更には、担い手対策、木材利用、普及啓発などに活用しています。

林業においても担い手不足が進んでいるため、作業員へ就労日数に応じた奨励金の支給など、森林作業員の育成及び林業労働力の確保に努めてきました。

商業の振興

名寄市中小企業振興条例に基づく支援メニューの見直しや拡充を図り、起業や店舗改修など中小企業の積極的な投資を後押ししてきました。

また、住宅の改修工事等の一部を助成することで市民住環境の整備、地域経済の活性化及び人材育成につなげてきました。

事業運営の基礎となる資金需要の円滑化を図るため、融資の斡旋及び信用保証料並びに利子の補給についても従来通り継続してきました。

地域経済のデジタル基盤を構築し、域内において地域通貨が循環することによる域内好経済循環サイクルの確立を目的とし、令和5年11月に名寄市電子地域通貨「Yoroca（ヨロカ）」を導入した。

工業の振興

名寄市中小企業振興条例に基づく支援と併せて、企業立地促進条例に基づき、事業所を新設、移転又は増設に要する費用に対して助成及び課税の免除を行ってきました。

令和4年度には企業立地促進条例を改正し、市内製紙工場跡地において立地する際は補助率・限度額を引き上げることなどを盛り込んだ特例条例を制定しています。

専門・高度知識を有した人材の確保や後継者不足も市内中小企業の大きな懸念事項となっているため、従業員の技能向上の取組や人材確保のための各種取組に対して支援を行いました。

雇用の安定

市内の人手不足は継続的な課題となっており、令和7年度からは市内高校が1校となり、専門職への就職の減少、また、高校進学時から市外への人材流出が危惧されています。

令和6年度に名寄市雇用促進協議会を設立し、事業者・関係機関等との連携・協議を通じて人材確保に向けた取組を行うとともに、若年者の市内への就職を促進するため、奨学金返済を支援する2つの制度を創設しました。

また、外国人材を確保するための取組を推進し、令和5年度から社会福祉法人名寄市社会福祉事業団で外国人材の受け入れを開始しています。

観光の振興

「名寄市観光振興計画（第2次）」に基づき、なよろ観光まちづくり協会が主体となって本市の魅力ある地域資源を活用したアウトドア観光の推進を図ってきました。

また、各種観光振興事業の推進に民間の発想を取り入れ、本市観光の魅力向上や来訪者へのホスピタリティの向上を図るため、観光団体等への支援を行ってきました。

冬季スポーツ施設を中心にスポーツ合宿拠点化を推進し交流人口の拡大に努めてきました。

老朽化が進んでいた「なよろ温泉サンピラー」は大規模改修を行い、令和4年11月にリニューアルオープンしたほか、駐車場を利用した車中泊スペースを整備し、RVパークを令和6年8月にオープンしました。

観光振興人材の育成については、地域おこし協力隊の採用を通じて推進しており、アウトドアガイドや観光情報の発信等の活動を行っています。

基本目標
Ⅴ

Ⅴ生きる力と豊かな文化を育むまちづくり
【教育・文化・スポーツ】

幼児教育の充実

市内の幼稚園は全て子ども子育て支援新制度に移行し、新制度に基づく施設型給付費を通じて安定的な運営の保障に努めています。

5歳児から小学校1年生の2年間にあたる架け橋期において、幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続を図るため、幼保小連携会議を開催したほか、授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を行ってきました。

小中学校教育の充実

市老朽化が著しかった智恵文小学校は、小中一貫教育をより推進するため、智恵文中学校の増築を行うなど、施設一体型校舎の義務教育学校として整備を行いました。

令和3年度に行った校舎の耐力度調査の結果及び学校施設の老朽化の状態を踏まえ、令和6年度から名寄中学校の改築工事を行っているほか、旧名寄産業高校（光凌キャンパス）を名寄東中学校として改築するための改修工事を進めており、両校の新校舎は令和8年度から供用を開始する予定です。

児童生徒が令和3年度から使用している一人一台端末は、令和7年度末で5年間を経過するため、令和7年度中に北海道が行う共同調達により端末を調達するほか、指導者用端末を購入し、令和8年4月から更新できるよう準備を進めています。

教育内容の面では、授業改善と望ましい生活のリズムの定着を「車の両輪」と位置付け、名寄市教育改善プロジェクト委員会が中心となり、市内の小中学校が一体となった学力向上・体力向上・特別支援教育の充実を図る取組を推進してきました。

また、学校や地域の実態を踏まえて、小中学校全校にコミュニティ・スクールを導入し、学校と保護者・地域住民が連携・協働して、「地域とともにある学校づくり」を推進してきました。

併せて、子どもたちを取り巻く環境が多様化するとともに、一人一人が抱える問題も複雑化していることから、児童生徒の不登校が増えており、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒等に対する支援を行ってきました。

高等学校教育の充実

市内の高校が、生徒や保護者から選ばれ、地域からも親しまれる魅力ある学校となるよう、これまで支援を行ってきました。

名寄高等学校と名寄産業高等学校の再編統合により、令和5年4月に新設の名寄高等学校が設置されたことから、パンフレットやポスターの作成、中学生向けの動画配信、学校説明会への協力など中学生や市民・近隣の地域の方々へ新設校の情報発信やPRを行ってきました。

また、名寄市内の高校に在籍する生徒の学生資格取得に係る受験料を一定の基準で助成してきました。

大学教育の充実

名寄市立大学は、地域における高等教育機会の提供と、地域社会での知的・文化的拠点として中心的役割を担っており、「教育」「研究」「地域交流」の3つを柱とした活動を行ってきました。

昭和35年に前身となる名寄女子短期大学が開学してから、施設整備を順次進めてきましたが、老朽化が進んでいる建物も多くなっており、バリアフリー化を含めた改修工事を適宜実施してきました。

学習環境の面では、ICT 機器及び図書館システムの更新を行うとともに、セキュリティ環境の充実を図ってきましたが、オンライン教育に対応するための環境整備は今後も必要な状況です。

学生に向けた支援としては、海外短期留学や語学研修等にかかる経費の一部助成を行っているほか、経済的理由のため修学困難な学生には奨学金の給付も行っています。

名寄市立大学では専門教育の充実と発展を図るため、大学院の設置に向けた検討を行っており、今後より具体的な検討が進められることになっています。

生涯学習社会の形成

社会教育の拠点である公民館、図書館、北国博物館、天文台等の社会教育施設の計画的な修繕を実施するとともに、市内で活躍する団体・サークル・個人の活動を支援してきました。

また、多種多様化してきた市民の学習要求に応えるため、生涯学習に係る専門的な知識及び技能を有する人材をアドバイザーとして配置し、指導者の充実を図ってきました。

市立名寄図書館は老朽化が顕著な状況にあるため、他の施設との複合化を含めた対応策の検討を進めています。

家庭教育の推進

市内の幼稚園に家庭教育学級を設置し、親子や親同士のコミュニケーションを深める機会を提供するほか、幼児と親を対象とした家庭教育支援講座を開催し、子どもの基本的な生活習慣の定着を支援してきました。また、子育てに配慮した環境づくり等について企業への啓発を行ってきました

今後も家庭、学校、地域、関係機関が連携・協力し合い、子どもの豊かな心を育む家庭教育の支援を継続していくことが必要です。

生涯スポーツの振興

関係機関や団体と連携しながら、スポーツ教室の開催や各種大会開催の支援、学校開放事業など、スポーツの振興に努めてきました。

令和7年6月には市内3つのスポーツ団体の統合により「一般財団法人Nスポーツコミッションなよろ」が発足し、市と連携しながらさらにスポーツ振興を図っていきます。

施設整備の面では、平成30年度から令和4年度にかけてスポーツセンターの大規模改修を行ったほか、老朽化が進んできたプール、野球場、テニスコートなどのスポーツ施設の修繕を計画的に行ってきました。

ピヤシリシャンツェも老朽化が進んでおり、大規模改修に向けた検討を行っていましたが、財政負担が大きいことが課題になっています。

青少年の健全育成

未来を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、社会の一員としての人間性や社会性を身につけることができるよう、野外体験学習事業「へっちゃんLAND」や都会っ子交流事業、名寄市子ども会育成連合会の事業を推進してきました。

少子高齢化、国際化、情報化が急速に進行するなど、青少年を取り巻く環境が大きく変化している中、関係機関が連携し、非行・犯罪防止に向けた取組を進めてきたほか、教育支援センターや校内教育支援センターを設置し、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援を行ってきました。

児童の放課後対策としては、放課後児童クラブや放課後子ども教室を開設し、子どもたちの安全・安心な居場所づくりを行っています。

児童センターは老朽化が進んでいることから、現在対策を検討しています。

地域文化の継承と創造

市民との協働により、市民文化センターのE N—R A Yホールを核とした舞台芸術の鑑賞機会の提供を行ってきたほか、市民ニーズに応じた公民館講座を開設するなど、市民が文化芸術に触れる機会づくりに努めてきました。

本市の有形・無形の指定文化財については、次世代へ引き継ぐため、風連獅子舞保存会へ補助金を交付するなど、地域文化継承への支援も行ってきました。

また、今日の郷土をより深く理解するため、新たな市史である「名寄市史（新市版）」の編さんを行っており、令和8年3月に完成予定です。